

貸 借 対 照 表

(平成30年2月28日現在)

単位：千円

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	194,881	流 動 負 債	521,006
現金及び預金	2,470	短期借入金	474,320
未収金	501	短期リース債務	12,614
商 品	124	未 払 金	3,101
貯 蔵 品	605	未払消費税等	3,678
前払費用	466	未払法人税等	9,823
繰延税金資産	802	未 払 費 用	506
その他流動資産	677	預 り 金	60
リース投資資産	189,231	前 受 金	13,384
		賞 与 引 当 金	215
		役員賞与引当金	3,300
固 定 資 産	1,434,806	固 定 負 債	437,681
有形固定資産	1,146,708	長期借入金	211,525
建 物	367,853	長期リース債務	125,093
建物附属設備	23,746	役員退職慰労引当金	990
構 築 物	32,322	その他固定負債	67,405
機 械 装 置	0	繰延税金負債	32,666
工具器具備品	386		
土 地	722,400		
リース資産	127,507		
建物附属設備	127,507		
無形固定資産	1,921	負 債 の 部 計	958,688
水道施設利用権	1,781	株 主 資 本	595,698
電話加入権	111	資 本 金	50,000
経理ソフト	29	利 益 剰 余 金	545,698
投資その他の資産	158,668	利 益 準 備 金	12,500
投資有価証券	157,500	その他利益剰余金	533,198
長期前払費用	1,168	別 途 積 立 金	40,000
		繰越利益剰余金	493,198
		(内当期純利益)	(17,434)
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	75,301
		その他有価証券評価差額金	75,301
		純 資 産 の 部 計	671,000
資産の部合計	1,629,688	負債・純資産の部 合計	1,629,688

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有形固定資産減価償却累計額 960,888 千円

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有 価 証 券

時価のあるもの・・・決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯 蔵 品・・・先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

商 品・・・先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

有 形 固 定 資 産・・・定率法

（リース資産を除く） ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）及び平成28年4月1日以降取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7年～54年 建物附属設備 2年～32年 構築物 3年～45年 工具器具備品 3年～20年

無 形 固 定 資 産・・・定額法

（リース資産を除く） ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リ ー ス 資 産・・・所有権移転外ファイナンス・リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金・・・債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金・・・従業員の賞与の支給に充てるため、過去の支給実績を勘案し、当事業年度の負担すべき実際支給見込額を計上しております。

役 員 賞 与 引 当 金・・・役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

役 員 退 職 慰 労 引 当 金・・・役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。